

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>第七条 削除</p>	<p>附則</p> <p>（代行保険料率の算定等に関する経過措置）</p> <p>第七条 厚生年金保険法第八十一条の三第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「保険給付の額」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）による改正前の保険給付の額の計算に関する規定の例により保険給付の額」とする。</p> <p>2 平成十五年三月三十一日までの間、前項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第八十一条の三第二項においてその例によるものとされた規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>3 第十三条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十四条第三項に規定する額については、平成十二年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間は、同項の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「平成十二年改正法附則第七条第三項」とする。</p> <p>一 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月一日以前に生まれたもの（附則第九条第一項に規定する者を含む。）に厚生年金基金（以下「基金」という。）が支給する厚生年金保険法第百三十条第一項に規定する老齢年金給付（以下「老齢年金給付」という。）に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除し</p>

て得た額

イ 第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第二項及び附則別表第七の規定により読み替えて適用する第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百三十二条第二項に規定する額

ロ 当該受給権者の加入員たる被保険者であった期間（当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち、同時に当該基金の加入員であつた期間をいう。以下同じ。）のうち昭和六十一年四月一日前の期間につき旧厚生年金保険法第三百三十二条第二項の規定の例により計算した額に十分の八を乗じて得た額（当該受給権者が昭和十七年四月二日以後に生まれた者であるときは、当該昭和六十一年四月一日前の期間につきイの規定の例により計算した額）と当該加入員たる被保険者であつた期間のうち同日以後の期間につき第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百三十二条第二項の規定の例により計算した額とを合算した額

二 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれ、かつ、昭和六十一年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有するもの（附則第九条第一項に規定する者を除く。）に基金が支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ 当該受給権者の加入員たる被保険者であつた期間のうち昭和六十一年四月一日以後の期間につき第十三条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十二条第二項及び附則別表第七の規定により読み替えて適用する第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第三百三十二条第二項の規定の例により計算した額

ロ イに掲げる期間につき第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額

三 厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項の規定による特例老齢年金又は旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付に要する費用については、前二号に準じて、政令で定めるところにより算定した額

4 平成十二年三月以前の月分の基金が支給する老齢年金給付の費用について厚生年金保険の管掌者たる政府が負担する額については、なお従前の例による。

(厚生年金基金の学識経験を有する者のうちから選任された監事に関する経過措置)

第八条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に基金の学識経験を有する者のうちから選任された監事である者については、第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第百十九条第四項の規定にかかわらず、その者の当該監事としての残任期間に限り、なお従前の例による。

(厚生年金基金の老齢年金給付に関する経過措置)

第九条 基金が支給する老齢年金給付であつて、昭和十五年四月一日以前に生まれた者及び平成十二年四月一日前に支給事由の生じた老齢厚生年金の受給権者(昭和六十年改正法附則第六十三条第一項に規定する者を除く。)に支給するものについては、第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第百三十二条第二項及び第三項並びに第十三条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項及び第二

(厚生年金基金の学識経験を有する者のうちから選任された監事に関する経過措置)

第八条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に厚生年金基金(以下「基金」という。)の学識経験を有する者のうちから選任された監事である者については、第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第百十九条第四項の規定にかかわらず、その者の当該監事としての残任期間に限り、なお従前の例による。

(厚生年金基金の老齢年金給付に関する経過措置)

第九条 基金が支給する厚生年金保険法第百三十条第一項に規定する老齢年金給付(以下「老齢年金給付」という。)であつて、昭和十五年四月一日以前に生まれた者及び平成十二年四月一日前に支給事由の生じた老齢厚生年金の受給権者(昭和六十年改正法附則第六十三条第一項に規定する者を除く。)に支給するものについては、第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第百三十二条第二項及び第三項並びに

第十三条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項及び第二項並びに附則別表第七の規定を適用せず、第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項及び第三項並びに第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項及び第二項並びに附則別表第七の規定は、なおその効力を有する。

2・3 (略)

(厚生年金基金連合会への準用)

第十条 前条第一項の規定は、厚生年金基金連合会(以下「連合会」という。)が支給する老齢年金給付について準用する。

2 (略)

(老齢厚生年金の支給の停止に関する経過措置)

第十八条 厚生年金保険法第四十六条第一項及び第四項の規定は、老齢厚生年金(その受給権者が、平成十四年四月一日前にその権利を取得したものに限る。)については、適用しない。

2 昭和六十年改正法附則第七十八条第六項(昭和六十年改正法附則第八十七条第七項の規定により準用する場合を含む。)の規定は、昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の表(昭和六十年改正法附則第八十七条第七項の規定により読み替えて準用される場合を含む。)の第一欄に掲げる年金たる保険給付(その受給権者が昭和十二年四月一日以前に生まれたものに限る。)については、適用しない。

項並びに附則別表第七の規定を適用せず、第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項及び第三項並びに第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項及び第二項並びに附則別表第七の規定は、なおその効力を有する。

2・3 (略)

(厚生年金基金連合会への準用)

第十条 附則第七条第三項及び第四項並びに前条第一項の規定は、厚生年金基金連合会(以下「連合会」という。)が支給する老齢年金給付について準用する。

2 (略)

(老齢厚生年金の支給の停止に関する経過措置)

第十八条 第五条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十六条第一項及び第二項の規定は、老齢厚生年金(その受給権者が、平成十四年四月一日前にその権利を取得したものに限る。)については、適用しない。

2 第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法(以下この項において「改正後の昭和六十年改正法」という。)附則第七十八条第六項(改正後の昭和六十年改正法附則第八十七条第七項の規定により準用する場合を含む。)の規定は、改正後の昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の表(改正後の昭和六十年改正法附則第八十七条第七項の規定により読み替えて準用される場合を含む。)の第一欄に掲げる年金たる保険給付(その受給権者が昭和十二年四月一日以前に生まれたものに限る。)については、適用しない。

(厚生年金保険法による脱退一時金等に関する経過措置)

第二十二條 厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する脱退一時金につき、その額を計算する場合には、厚生年金保険法附則第二十九條第三項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同日前の被保険者期間の各月の標準報酬月額に一・三を乗じて得た額並びに同日以後の被保険者期間の各月の標準報酬月額及び標準賞与額を合算して得た額を、被保険者期間の月数で除して得た額に、被保険者であつた期間に応じて、支給率(同条第四項に規定する支給率をいう。)を乗じて得た額とする。

2 (略)

(厚生年金基金の老齢年金給付の額等に関する経過措置)

第二十二條 老齢厚生年金の受給権者(附則第九條第一項に規定する者及び第十五條の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十二條第一項に規定する者を除く。)に基金が支給する老齢年金給付であつて、加入員たる被保険者であつた期間(当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち、同時に当該基金の加入員であつた期間をいう。以下同じ。)の全部又は一部が平成十五年四月一日前の期間であつた者に支給するものの額は、第六條の規定による改正後の厚生年金保険法第三百二十二條第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額を超えるものでなければならぬ。

一・二 (略)

2 (略)

(厚生年金保険法による脱退一時金等に関する経過措置)

第二十二條 厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する脱退一時金につき、その額を計算する場合には、第六條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第二十九條第三項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同日前の被保険者期間の各月の標準報酬月額に一・三を乗じて得た額並びに同日以後の被保険者期間の各月の標準報酬月額及び標準賞与額を合算して得た額を、被保険者期間の月数で除して得た額に、被保険者であつた期間に応じて、同項の表に定める率を乗じて得た額とする。

2 (略)

(厚生年金基金の老齢年金給付の額等に関する経過措置)

第二十二條 老齢厚生年金の受給権者(附則第九條第一項に規定する者及び第十五條の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十二條第一項に規定する者を除く。)に基金が支給する老齢年金給付であつて、加入員たる被保険者であつた期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前の期間であつた者に支給するものの額は、第六條の規定による改正後の厚生年金保険法第三百二十二條第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額を超えるものでなければならぬ。

一・二 (略)

2 (略)

第二十五条 削除

第二十五条 附則第七条第一項の規定により読み替えられた第六条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条の三第二項の規定により保険給付の額を計算する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、同項においてその例によるものとされた規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

<p>第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三条</p>	<p>額は、全期間</p>	<p>額は、平成十五年四月一日前の期間</p>
<p>得た額</p>	<p>被保険者期間の月数</p>	<p>当該被保険者期間の月数</p>
<p>得た額</p>	<p>得た額と同日以後の被保険者であった期間の平均標準報酬額（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）第六条の規定による改正後の第四十三条第一項に規定する平均標準報酬額をいう。以下同じ。）の千分の五・七六九に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額とを合算した額</p>	<p>額は、平成十五年四月一日前の当該加入員たる被保険者であった期間に</p>
<p>第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三条</p>	<p>額は、加入員たる被保険者であった期間に</p>	<p>額は、平成十五年四月一日前の当該加入員たる被保険者であった期間に</p>

		<p>該特例第三種被保険者等であつた期間以外の加入員たる被保険者であつた期間の平均標準報酬額の千分の五・七六九に相当する額に同日以後の当該特例第三種被保険者であつた期間及び当該特例第三種被保険者等であつた期間以外の加入員たる被保険者であつた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額とを合算した額</p>
<p>第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第二項</p>	<p>、同表の下欄のよ うに</p>	<p>同表の下欄のように、「千分の五・七六九」とあるのは政令で定める率に、それぞれ</p>
<p>2 前項の規定により読み替えられた第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項及び第八十二条第二項に規定する政令で定める率は、附則第七条第一項の規定によりその例によるものとされた第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則別表第七の下欄に掲げる率を一・三で除して得た率を基準として定められるものとする。</p> <p>3 第十五条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十四条第三項に規定する額については、同項の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「平成十二年改正法附則第二十五条第三項」とする。</p>		

一 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月一日以前に生まれたもの（附則第九条第一項に規定する者を含む。）に基金が支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ 前条第一項及び第二項に規定する額

ロ 当該受給権者の加入員たる被保険者であつた期間のうち昭和六十年四月一日前の期間につき旧厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額に十分の八を乗じて得た額（当該受給権者が昭和十七年四月二日以後に生まれた者であるときは、当該昭和六十一年四月一日前の期間につきイの規定の例により計算した額）と当該加入員たる被保険者であつた期間のうち同日から平成十五年四月一日前までの期間につき第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額と当該加入員たる被保険者であつた期間のうち同日以後の期間につき前条第一項第一号ロの規定の例により計算した額とを合算した額

二 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれ、かつ、昭和六十一年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有するもの（附則第九条第一項に規定する者を除く。）に基金が支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ 当該受給権者の加入員たる被保険者であつた期間のうち昭和六十年四月一日以後の期間につき第十五条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十二条第二項及び附則別表第七の規定により読み替えて適用する附則第二十三条第一項の規定の例により計算した額

(厚生年金基金連合会への準用)
第二十六条 附則第二十三条及び第二十四条の規定は、連合会が支給する老齢年金給付について準用する。

2 (略)

ロ イに掲げる期間のうち平成十五年四月一日前の期間につき第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額とイに掲げる期間のうち同日以後の期間につき前条第一項第一号ロの規定の例により計算した額とを合算した額

三 厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項の規定による特例老齢年金又は旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付に要する費用については、前二号に準じて、政令で定めるところにより算定した額

(厚生年金基金連合会への準用)
第二十六条 附則第二十三条及び第二十四条並びに前条第三項の規定は、連合会が支給する老齢年金給付について準用する。

2 (略)